

制定 令和 元年 7月23日

改正 令和 2年 3月31日

改正 令和 2年 5月15日

改正 令和 6年 9月 6日

科学自然都市協創連合
～宇宙開発発祥の地から繋ぐコンソーシアム～

規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「科学自然都市協創連合」（英語名：Inter-Regional Network for Sustainable Coexistence with Nature）と称する。

(目的)

第2条 本会は、黎明期における日本のロケット研究開発の足跡を戦後復興を象徴する貴重な歴史遺産と捉えて、「ロケット研究発祥の地」と称するに相応しい歴史的な経緯を備えた各地が連携することにより、宇宙開発発祥の地として互いに敬意を払いながら、それぞれの地域振興に繋がる横断的な取り組みを協働して推進することを目的とする。また、ロケット開発の足跡に想いを重ねて、科学技術を活用して夢と活力のある社会の形成を目指すと共に、地域連携の取り組みを通して知恵と経験を共有し、自然の脅威に対峙しつつも自然と触れ合い人間らしく生き生きとした生活を営めるまちづくりに連携して取り組むことにコンソーシアムの今日的な意義を見出し、その趣旨に賛同する地域や組織との連携の輪を拡げて、魅力的な社会とまちづくりに取り組むことを目指す。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 魅力的なまちづくりに関する知恵の共有
- (2) 安全で安心なまちづくりに関する経験の共有
- (3) 教育・研究を通じた人材育成と産業振興に関する協力
- (4) 官学産民の協働による相互交流の推進と情報発信
- (5) 連携を深めるための共同行事の企画と実施
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的及び前条に規定する活動に賛同する自治体、教育研究機関、団体等を会員とする。

2 会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京大学生産技術研究所が推進したロケット研究開発の黎明期に縁のあった自治体及び教育研究機関で別表1に掲げるもの。(以下「1号会員」という。)
- (2) 1号会員を除く自治体で、別表2に掲げるもの。(以下「2号会員」という。)
- (3) 1号会員を除く教育研究機関及び団体等で、別表3に掲げるもの。(以下「3号会員」という。)

3 2号会員又は3号会員として入会を希望する機関等は、所定の様式により、1号会員の推薦を得た上で、入会を希望する日の3ヶ月前までに本会事務局へ申請するものとする。

4 前項により申請するものは、第8条に規定する総会の承認を得なければならない。

5 2号会員又は3号会員が退会を希望する場合は、所定の様式により、退会を希望する日の3ヶ月前までに本会事務局へ申請するものとする。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名
- (3) 顧問 若干名

2 前項第1号及び第2号の役員は、1号会員の代表者の中から、第7条に規定する幹事会において候補者を選出し、第8条に規定する総会の議を経て選任する。

3 第1項第3号の役員は、幹事会が推薦した者の中から、第8条に規定する総会の議を経て選任する。

4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

5 役員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。

3 顧問は、本会の運営に関して必要な助言を行う。

第4章 幹事会

(幹事会)

第7条 本会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、1号会員の代表者をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催することができる。
- 3 幹事会の任務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 「科学自然都市協創連合～宇宙開発発祥の地から繋ぐコンソーシアム～」設立に関する協定書に関すること
 - (2) 会長及び副会長の候補者の選出に関すること
 - (3) 顧問の推薦に関すること
 - (4) その他、会長が必要と認めること
- 4 幹事会の議長は、会長をもって充てる。ただし、会長が出席できない場合には、会長の指名する構成員又は副代表者を議長に指名することができる。
- 5 会長は、幹事会を招集する。
- 6 幹事会が必要と認めたときは、オブザーバーの出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 幹事会は、構成員全員の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 8 幹事会の議事は、出席者（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 9 第7項及び前項に規定する代理出席者は各会員の副代表者とする。

第5章 総会

(総会)

第8条 本会に、総会を置く。

- 2 総会は、全会員の代表者をもって構成し、年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することができる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 本会の事業及び運営に関すること
 - (2) 2号会員及び3号会員の入会に関すること
 - (3) 役員を選任に関すること
 - (4) 第9条に規定する運営協議会の議長を選任に関すること
 - (5) その他の重要事項に関すること

- 4 総会の議長は、会長をもって充てる。ただし、会長が出席できない場合には、会長の指名する構成員又は副代表者を議長に指名することができる。
- 5 会長は、総会を招集する。
- 6 総会が必要と認めたときは、オブザーバーの出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 総会は、構成員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 8 総会の議事は、出席者（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 9 第7項及び前項に規定する代理出席者は各会員の副代表者とする。

第6章 運営協議会

（運営協議会）

第9条 本会に、運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、全会員の副代表者を運営委員として構成し、年一回開催するほか、議長が必要と認めたときに開催することができる。なお、副代表者を運営委員とすることにより難い場合は、別の者を運営委員とすることができる。
- 3 運営協議会の任務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 本会の運営に関する企画・立案に関すること
 - (2) 本会の事業の企画・立案、推進に関すること
 - (3) その他の会長が必要と認めた事項
- 4 運営協議会の議長は、1号会員の運営委員の中から、総会の議を経て選任する。ただし、議長に選任された者が出席できない場合には、議長の指名する構成員を議長に指名することができる。
- 5 議長は、運営協議会を招集する。
- 6 運営協議会が必要と認めたときは、オブザーバーの出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 運営協議会は、運営委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 8 運営協議会の議事は、出席者（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 9 第7項及び前項に規定する代理出席者は各運営委員が指名する者とする。

第7章 事務局

（事務局）

第10条 本会の事務局を、国立大学法人東京大学生産技術研究所に置く。

第8章 雑則

(規約の改廃)

第11条 本規約の改廃については、総会において審議決定する。

(実施細則)

第12条 本規約に定めのない事項について必要があるときは、総会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本規約は、令和元年7月23日から施行する。
- 2 本規約施行後、最初に選任される役員の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
- 3 会長が選任されるまでの間に開催する幹事会及び総会の議長は、国立大学法人東京大学生産技術研究所長が務める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年9月6日から施行する。

別表1 (第4条第2項第1号)

会 員 名	代表者	副代表者
千葉県千葉市	市長	副市長
東京都杉並区	区長	副区長
東京都国分寺市	市長	副市長
秋田県由利本荘市	市長	副市長
秋田県能代市	市長	副市長
鹿児島県肝属郡肝付町	町長	副町長
国立大学法人東京大学生産技術研究所	所長	副所長

別表2（第4条第2項第2号）

会 員 名	代表者	副代表者	入会日
和歌山市	市長	副市長	2020.6.1
長野市	市長	副市長	2024.9.6

別表3（第4条第2項第3号）

会 員 名	代表者	副代表者	入会日
高知工科大学	学長	地域連携機構長	2020.4.1
秋田県立大学	理事長	理事	2020.5.1
公益財団法人 本荘由利産学振興財団	理事長	常務理事兼事務局長	2020.5.1